

放課後等デイサービス利用から見る 障がい児支援のあり方

~「地域の子ども」として育つ機会を保つ地域の連携支援体制とは~ 『障がい児の放課後等支援に関する実践事例集』



令和2年3月

【長野県自立支援協議会療育部会】

【目次】

はじめに

第1章 放課後等デイサービスと関係機関との連携

佐久圏域	学校・福祉関係者・保護者との連携体制の構築 ①	4
諏訪圏域	学校・福祉関係者・保護者との連携体制の構築 ②	5
木曽圏域	広域で資源が少ない地域での連携	6
松本圏域	「放課後児童クラブ」における要支援児童への職員加配	7
北信圏域	同一の場での放課後児童クラブ等と放課後デイサービスの提供	9…

第2章 放課後等デイサービス事業所へのバックアップ

上伊那圏域	「障がい児等療育支援事業」による専門職チームの活用①	···10
大北圏域	「障がい児等療育支援事業」による専門職チームの活用②	···11
松本圏域	「放課後等デイサービス事業所連絡会」の立ち上げ	···13
飯伊圏域	「地域自立支援協議会こども部会」を活用したスキルアップ	···14
長野圏域	「放課後等デイサービス事業所連絡会」の開催	···15

第3章 障害福祉サービスの支給決定・モニタリング

上小圏域 適切な障害福祉サービス利用のための相談支援体制 …17

おわりに

はじめに

「放課後等デイサービス」は、平成24年の児童福祉法の一部改正により、学齢期の障がい児の放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進を図るための支援を提供する事業として新たに創設されました。

創設から7年を迎える現在、放課後等デイサービス事業所数が急増すると同時に、利用者数も急増し、障害福祉サービス事業費全体で占める割合も大きくなる中、全国的な課題として、事業所の中には、障がい児の発達支援が十分に提供されていない、単なる居場所になっている等、支援の質の課題も大きく取り上げられています。

長野県内でも、放課後等デイサービス事業所数と利用者は急増する中で、支援の質は保たれているか、また、子どもや保護者に障害福祉サービスだけではなく一般的な子育て支援も含めて本当に必要な支援が届いているか等が課題として挙げられています。

長野県自立支援協議会療育部会ではこのような現状をふまえ、改めて「放課後等デイサービスガイドライン」(平成27年厚生労働省)や「家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト報告」(文部科学省/厚生労働省)、「新・放課後子ども総合プラン」(文部科学省)に着目し、その中でも特に、①「放課後等デイサービスガイドライン」に示される役割事業所が担えるよう地域の連携体制が築けているか②教育、放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援と障がい児支援と連携し、障がい児が「地域の中の子ども」として育つ機会が保たれているか、という視点で、各圏域・地域自立支援協議会を調査対象として、「放課後等デイサービス利用から見る障がい児支援のあり方」についてアンケートを行いました。

その中から、障がい児等が地域の子どもとして育つ環境を保ちながら、必要な療育支援を受けることができるよう地域の連携体制づくりを行っている好事例を取りまとめましたので、ここに報告します。

第1章

放課後等デイサービスと関係機関との連携における好事例

(学校/放課後児童クラブ等/保護者等)

放課後等デイサービス事業所と学校、放課後児童クラブ等は子どもの育ちを支える機関として、連携する必要があることが、家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト報告」 (文部科学省/厚生労働省)、「新・放課後子ども総合プラン」(文部科学省)示されています。 以下の視点を反映した取組事例を紹介します。

佐久圏域 学校・福祉関係者・保護者との連携体制の構築 ①

諏訪圏域 学校・福祉関係者・保護者との連携体制の構築 ②

木曽圏域 広域で資源が少ない地域での連携

松本圏域 「放課後児童クラブ」における要支援児童への職員加配

北信圏域 同一の場での放課後児童クラブ等と放課後デイサービスの提供

家庭と教育と福祉の連携「トライアングルプロジェクト報告」 「新・放課後子ども総合プラン」

○学校と障害児通所支援事業所等との連携強化について

学校と障害児通所支援事業所等間の連携の方法について、共有すべき情報や、 日々の引き継ぎの方法、緊急時の実践例、個人情報の取り扱い等の連携の方策につい て、家庭・教育・福祉が情報共有できる仕組み好事例を周知する。

より

例えば学校の敷地内において障害児通所支援事業等を実施する等、教育と福祉が 密接な連携を行っている事例の把握等。

〇放課後等デイサービス事業への学校施設の活用や放課後児童クラブとの連携

障がいのある児童の中には、放課後児童クラブと生活能力向上のために必要な訓練等を提供する放課後等デイサービス事業所に通う者もみられる。児童の放課後等の安全安心な居場所や活動場所確保の観点から、放課後等デイサービスの実施に当たっても、学校施設の積極的な活用が望まれるほか、両事業所が連携を取りながら、児童の育成支援及び療育を進めていくことが重要である。

〇保護者支援を推進するための方策

障がいのある子どもやその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であり、相談窓口の整備や保護者支援のための分かりやすいハンドブック等の作成等、支援に取り組むこと。

佐久圏域

学校・福祉・保護者等の連携体制の構築 ①

佐久圏域では、地域の小学校・中学校と、福祉関係者が連携し、障がい児やその家族の地域生活を支えるための支援体制づくりに取り組んでいます。

〇工夫1 関係機関の相談窓口の明確化

特別支援学校の相談窓口を特別支援コーディネーター、放課後等デイサービス等の障害福祉サービス利用についての相談窓口を相談支援専門員と明確にすることで、支援会議の日程調整や情報の集約がスムーズになりました。保護者、担当教諭(複数)、児童発達支援管理責任者、保健師、スクールソーシャルワーカー等、複数の関係者が参加しています。

〇工夫2 放課後等デイサービス事業所の支援内容の学校等への理解促進

放課後等デイサービス事業所ではペアレントトレーニングを実施しています。ペアレントトレーニングを受けることで保護者の意識が変わり、児童への関わり方や課題が好転した事例も多く、佐久圏域では医師をはじめ、有効性を感じた教諭等が保護者に勧める事例も増え、放課後等デイサービス事業への関心や信頼が増しています。

○事例 困難事例への連携体制

友人とのトラブルから登校できなくなっていた児童への支援について、放課後デイサービス事業所への通所はできていたことから、関係者が集まり支援会議を行いました。

支援会議では、親子関係やゲーム依存、昼夜逆転、医療の中断等、多面的な課題が見えてきました。そこで、母親へのサポートは、信頼関係のある相談支援専門員を中心に、医療受診は保健師と連携し必要時に付き添い、放課後デイサービスは生活の見直しを行う等、役割を明確にしました。

当初は支援会議の頻度を増やし、役割や状況を密に確認することで、児の心理面の安定とともに、多職種間の信頼関係構築にもつながりました。また、個別支援計画に会議の内容を反映し、共通理解のツールとして利用しています。

取組のポイント ~顔の見える関係づくり~

学校、家庭、福祉等の連携において、日常生活や支援の中で、「お互いに顔の見える関係」を作ることが安心感や自信となり、緊急時や困難時の早期対応や予防につながります。地域の中に頼りになる人がいることを互いに知ることが大切です。

障がい児等の放課後等支援の充実に向けて

放課後等デイサービス事業所には、さまざまな障がい特性への支援スキルがあり、 学校生活でのヒントまたは様々な視点のアプローチの確認の場にもなります。支援 会議等、学校等との連携の有効性を広く周知していきます。

諏訪圏域

学校・福祉・保護者等の連携体制の構築 ②

諏訪圏域では、学校主催の支援会議への福祉関係者の参加や、障害福祉サービス利用時のモニタリング会議に担当教諭が参加する等、相互の情報共有を密にして、障がい児や保護者へ支援体制を築いています。

〇工夫1 連絡帳の活用

支援会議以外の情報共有として、相談支援専門員の提案により、学校と放課後等デイサービス事業所で活用する連絡帳を1冊にまとめ、家庭、学校、事業所で共有しています。

特性の理解と支援方法、それぞれの場での生活の様子や友達関係、医療面(服薬等)、 困り感等を具体的に記入することで、児童の様子が一連で分かるようになり、共通認識とと もに統一した支援ができるようになりました。

利用頻度の少ない児童については特に有効で、1~2 週間の学校生活の様子や変化が 捉えやすくなりました。保護者にとっても同じ事を細かく何度も伝える負担が減り、伝えたい 事が違った形で伝わる事がなくなりました。さらに、事業所では保護者の了承を得て、必要 な部分をコピーし保管する事で、服薬等の変化の振り返りとともに、事業所職員全員で共有 でき、一貫した支援方法を考えることができるようになりました。

〇工夫2 送迎を利用した情報交換

学校から事業所、事業所から保護者への送迎時、その日の様子や変化の有無を必ず聞くことで、情報共有を図っています。また、事業所では学校と密に連携をとることで、学校での体調や情緒面がすぐに把握でき、必要な支援を素早く行うことができます。

例えば、学校での友人とのトラブルから、荒れている状態であることを学校から引き継ぎました。事業所も原因を理解し、クールダウンできる環境や信頼関係のある職員の対応により、落ち着くことができ、保護者のお迎え時には、スムーズに帰宅する事ができました。

取組のポイント ~学校・福祉の連携による保護者の負担軽減~

学校と事業所と保護者が、連絡帳や日常の送迎場面等を利用し、児童に対する共通の情報を共有することで、保護者が複数の関係者に同じ内容を伝える場面が減り、負担の軽減に繋がっています。

障がい児等の放課後等支援の充実に向けて

障がい特性等により、放課後児童クラブの利用を希望しながらも、放課後等デイサービスを利用せざるを得ない児童もいます。児童や保護者の適切なニーズ把握と必要な支援を提供するために、支援方法や各制度について学校、放課後児童クラブ、福祉、保護者が共通した理解が必要です。

木兽圏域

広域で資源が少ない地域での連携

木曽圏域は、南北に長く広大な面積に、約2万7000人が暮らす人口規模の小さい地域です。6市町村の放課後児童クラブ(学童クラブや放課後子ども教室等)と圏域に1ヵ所の放課後等デイサービス事業所があります。これらの資源と各学校や町村の保健師、相談支援専門員、木曽障がい者総合支援センター「ともに」が連携しながら放課後支援を行っています。

O工夫 1 圏域唯一の放デイ「木曽こどもセンター」の専門性を生かした連携

木曽こどもセンターは、午前中は各町村から要請を受けた発達に課題のある児の療育(児童発達支援)、午後は放課後等デイサービスを提供しています。広範囲の木曽圏域では送迎の範囲が限定されますが、限られた曜日・時間の中で集中した療育が行われ、他のサービス機関、学校、保護者、相談支援専門員等と連携し、成長を支援しています。

〇工夫2 各町村の放課後児童クラブ・放課後こども教室での取組

各町村に 1 校ずつある小学校では、低学年を中心に全校の 1/3~1/2 程度の児童が登録し、常時約半数が利用している状況です。学校や家庭との連携を密にし、ベテランスタッフを中心にそれぞれに特色ある活動をしています。家庭とも学校とも違う子どもの姿が見られ、個別支援が必要な児童は木曽こどもセンターと連携しています。また定期的に行われるスタッフ会議では情報共有が欠かせず、同じ姿勢で対応できるように努めています。郡の連絡会では発達障がいの学習会を開き、専門的知識や技能を学び研修を積んでいます。

O工夫3 「木曽さくらグループ」の取組

10 年以上前から、「さくらグループ」という親子で集団での適応を学ぶ会があります。木曽病院のスタッフにも協力してもらい、月 1 回、親子で来所し、前半は親子での活動、後半は児と保護者が分かれ、保護者は、座談会にて日頃の悩みを専門職に相談する等の活動をしています。児の課題に沿った活動内容を計画し、回を重ねるごとに成長が見られ、保護者の方にも好評です。参加する児の数が少ないので、良さを広めていくことが課題です。

取組のポイント ~関係機関との連携による放課後支援~

連絡会等を活用し、関係機関で情報共有をすることで支援の共有化を図ることで、 それぞれの児童のできることが増え、良い表情で過ごせるようになりました。ひとり ひとりの児童とその家庭に合わせ、関係機関全体で支援について検討しています。

障がい児等の放課後等支援の充実に向けて

木曽圏域には放課後等デイサービス事業所は1カ所で、地理的条件から利用できない児もいますが、どこにいても必要な療育支援を提供できるよう、障がい児療育等支援事業の活用等、連携を図っていきたいと思います。

松本圏域(南部)

「放課後児童クラブ」における要支援児童への職員加配

松本市では、24 か所の児童館・児童センターと5か所の放課後児童クラブに加え、保護者会と NPO 法人が運営する学童クラブで放課後児童健全育成事業を実施しています。就 労等により保護者が昼間自宅にいない家庭の児童の支援を行い、障がい等を有する要支援児童が活用しやすいように、松本市こども育成課が中心となって、職員加配等、事業の充実に取り組んでいます。

「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ)とは・・

児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るもの。実施主体は市町村で、社会福祉法人等に委託して実施できる。

○要支援児童への職員加配の状況

松本市内の放課後児童クラブ 29 施設のうち、27 施設において要支援児童が利用しており、通常の職員配置に加えて、合わせて 75 人程の加配職員を配置しています。

【要支援児童と加配職員の割合】

要支援児童	1人	2~3人	4~5人	6~7人	以降、2 人の要支援児童増加
加配職員	1人	2人	3人	4人	に対して、職員を1人配置。

〇医療的ケア児の受入れ

放課後児童クラブで、医療的ケアを必要とする児童(人工呼吸器を装着している障がい 児及びその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児)を受け入れる場合は、 看護師資格を有する職員の配置を原則としています。

医療的ケアが必要な児3人に、排泄ケア、カテーテル管理、導尿が行われています。

取組のポイント ~行政の"極力断らない"姿勢~

「放課後児童健全育成事業運営基準」に、障がい児等が地域で安心して暮らす視点を盛り込み、要支援児童利用希望者の可能な限りの受入れや人口呼吸器を装着する児を対象とする旨が明記されました。重度障がい児が児童館・児童センター等を利用する事例もあります。

障がい児等の放課後等支援の充実に向けて

放課後児童クラブや放課後等デイサービス等、障がい児を支える資源は増加していますが、情報が少ないまま利用選択してしまう例も少なくありません。個々に合った活用ができるよう、相談窓口となる教諭、相談支援専門員、行政等が分野を超えて共通の情報提供やアセスメントができるよう連携していきたいと思います。

北信圏域

同一の場での放課後児童クラブ等と放課後デイサービスの提供

飯山市こども館「きらら」は、①放課後児童クラブ②児童センター(自由来館)③放課後等ディサービス④子育て支援センター⑤病後児保育の5つの機能を持った子育てに関する複合施設で、主に①②③の事業が連携し障がい児を含め児童の放課後支援を行っています。

〇工夫1 子ども同士の交流促進の場

学校を終えた児童は、それぞれ在籍する放課後児童クラブ、放課後等デイサービス等に 集まり活動しますが、図書館や体育館は、在籍や障がいの有無に関わらず活用できる共有 スペースとしています。クリスマス会やもちつき等の合同行事も年3~4回実施しています。

〇工夫2 合同会議の開催

放課後デイサービスおよび放課後児童クラブ等を利用する障がい児等への支援方法について、定期的に合同会議を開催し支援方法や情報共有を行っています。

例えば、障がい特性による運動能力や理解力の差により、うまく共有スペースの活用ができない児について合同会議を開催し、体育館の使用方法や時間帯等、利用方法を調整しました。

〇工夫3 放課後児童クラブ等職員や保護者への障がい理解に向けた学習会の開催 放課後等デイサービス事業所職員が放課後児童クラブ等職員に対して学習会を実施し、 障がい特性理解や事例検討等を行っています。同施設を利用する保護者に対しても、講師 を招いて研修会を実施し、地域への啓発や理解促進に向けた取組にも力を入れています。

◆子どもたちの変化

両事業を利用する児童は、放課後児童クラブを利用時は、放課後等デイサービス利用 時よりもルールや周囲の様子に気を配りながら過ごす姿が見られるようになり、放課後児童 クラブを利用する児は、施設開設当時は放課後等デイサービスを利用する児に対して距離 が感じられましたが、現在は当たり前の存在とした自然体の関わりが見られます。

取組のポイント ~制度の枠を越えた一体的な活動の場づくり~

同一の場に複数事業を集約し、障がい特性への療育を軸とした放課後等デイサービスと保護者の就労に伴う放課後の活動の場の提供を行う放課後児童クラブの両者の利点を共有することで子どもたちの活動の幅が広がりました。また、関係機関の連携のしやすさ、送迎の負担がないことも保護者の安心感につながっています。

障がい児等の放課後等支援の充実に向けて

共生社会の実現に向けて、幼少期からの支援体制の強化は重要です。制度の枠を越えて一体的に支援する仕組みから環境と心のバリアフリーにつなげたいと思います。

第2章

放課後等デイサービス事業所へのバックアップ

放課後等デイサービス事業所には以下のような役割が求められています。

事業所がこれらの役割を果たせるよう、地域で放課後等デイサービス支援事業所をバックアップしている事例を紹介します。

上伊那圏域 「障がい児等療育支援事業」による専門職チームの活用①

大北圏域 「障がい児等療育支援事業」による専門職チームの活用②

松本圏域
「放課後等デイサービス事業所連絡会」の立ち上げ

飯伊圏域 「地域自立支援協議会こども部会」を活用したスキルアップ

長野圏域 「放課後等デイサービス事業所連絡会」の開催

放課後等デイサービスの基本的役割(「放課後デイサービスガイドライン」よ

〇子どもの最善の利益

授業の終了後または休業日に、障がい児の生活能力の向上のために必要な訓練、 社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

支援を必要とする子どもに対して学校とは異なる時間、空間、人、体験を通じて、個々の子どもに応じた発達支援を行い、子どもの最善の利益の保証と健全な育成を図る。

〇共生社会の実現に向けた後方支援

子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められる。

放課後等デイサービス事業所は、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、一般的な子育て支援施策を利用している子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障がい児支援の専門機関として期待されている。

○保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障がいのある子どもを育てることを社会的に 支援する側面もある。

- ① 子育ての悩み等に対する相談
- ② 家庭内での養育等についてペアレントトレーニング等活用し、子どもの育ちを 支えられる力をつけられるよう支援
- ③ 保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うこと、 等の保護者の支援を図り、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復する ことも、子どもの発達に望ましい影響を及ぼすと期待される。

上伊那圈域

「障がい児等療育支援事業」による専門職チームの活用①

上伊那圏域では、放課後等デイサービスの実態把握のために、事業所の訪問調査を実施しました。その中で、歩行困難、姿勢保持の不安定、側湾症等の身体的機能の向上が必要な児の支援を行う事業所が複数ありましたが、このような障がい特性への支援経験が少ないという課題を把握し、「長野県障がい児等療育支援事業」を活用しました。

○事例1 児童や保護者への専門的支援の提供

放課後等デイサービス事業所に通う児童と保護者に、理学療法士を伴う専門職チームによるアセスメントと遊びを通じた身体機能強化の目標設定等、生活に活かせる助言の場を設けました。

幼少期からの関わりの難しさや医療機関の遠さ等からリハビリをあきらめていた母親が、 児童の様子に変化が見られたことでリハビリの必要性に気づき、「最近、この子がかわいい と思えるようになってきた」と、前向きな発言も聞かれています。また、事業所職員も理学療 法士からの助言を受け、支援の効果を実感するとともに自信をつけ、母親の不安感がある ときは相談の時間を設ける等、良好な関係が築かれています。

〇事例2 事業所の療育的視点の強化

ある放課後等デイサービス事業所では、ボルダリングやハンモック等がありますが、運動が苦手な児は、遊びに参加したがらず、読書等で過ごす時間が多くなりがちでした。事業所では、環境を有効活用して、運動を通じた療育支援の提供方法に悩んでおり、理学療法士を伴う専門職チームによる事業所職員への相談の機会を設けました。

側弯症の児へは、股関節を広げるために足を使った「グーパーじゃんけん」や、肩甲骨の開閉を促すため、ボルダリングではできるだけ遠くに手を伸ばす等、運動遊びへの動機づけや筋肉強化のためのポイントを学ぶことができました。それにより、児が運動遊びに興味を持って参加できるようになり、「医学的視点からの気づき」を得ることができました。

取組のポイント ~ 専門職チーム活用による保護者・事業所への支援 ~

児童や保護者または事業所の困り感について、療育コーディネーターが把握し、 必要な専門職とチームを作り支援を行っています。利用者支援だけではなく支援者 支援を行いながら、地域の療育支援体制の底上げを図っています。

障がい児等の放課後等支援の充実に向けて

放課後等デイサービス事業所では様々な特性を有する児の療育支援を行っていますが、スキルアップについて不安に感じる声が多くあります。資質向上に向けて、 「放課後等デイサービス事業所連絡会(仮称)」の開催を検討しています。

大北圏域

「障がい児等療育支援事業」による専門職チームの活用

大北圏域では、「障がい児等療育支援事業」を活用し、療育支援専門員(理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等)を伴った専門職チームによる支援を行っています。

〇事例 「重症心身障がい児」を支える支援体制の強化

重症心身障がい児への支援は、「医療が必要で命に直結する支援は怖い」「私達に何ができるのかしら?」と感じることや、それぞれの専門的な支援が単独で提供され、一体的に支援する難しさや、資源が限られている等の地域の現状があります。

地域の支えとなるため、大北圏域では、「障がい児等療育支援事業」を活用し、専門職チームが、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業所を定期訪問しています。

手厚い体制(医師の定期訪問や常勤の看護師配置等)で重症心身障がい児の支援を行う事業所では、ポジショニングや活動内容等の相談に加えて、児が日常的に活用する訪問リハビリや訪問看護等との連携を進めたいと考えていたことから、支援方法と合わせて、他職種とつながる機会について、相談支援専門員への相談を確認しました。

児や家族を支える多職種による支援チームの体制は、相談支援専門員が調整役となり、 さらに強化されています。

「長野県障がい児等療育支援事業」とは・・・

障がい児に対する広域的・専門的な相談を担う事業として長野県が委託により実施し、各圏域に1人以上の療育コーディネーターを配置している。総合的な相談を受けるとともに、専門職(理学療法士、保育士等)を伴うチームにより、訪問等による個別相談や関係機関への助言等を行う。

取組のポイント ~ 事業をつなぐ専門職チームの活用 ~

連携の一歩はなかなか踏み出しにくいものですが、障がい児療育等支援事業(療育コーディネーター)は、専門的助言のほか、「連携」を応援する役割もあります。定期訪問等による日常的なつながりとともに、地域とつなぐハブ的機能として、圏域の協議の場(医療的ケア児等支援連携推進会議や協議会等)も活用しながら、支援体制の強化につなげていきたいと思います。

障がい児等への支援体制の充実に向けて

重症心身障がい児等の在宅生活には、成長過程の中で『入浴/移動/短期入所の活用/卒後の居場所』等の課題があります。

支援の一端を担う障害福祉サービス事業所等で医療的なケアを有する児童を受け 入れる際、看護師等が行う医療行為については、医師から指示を受けていることが重 要です。(次頁に様式(参考)を掲載)

重症児・者デイサービス利用(書式例)

看護師	「リハビリ(□PT □OT	□ST) 宛	=	指示期間:	年	月	日から	カ月
利用	者氏名	様	性別	生年月日		年齢	ŕ	
利用	者住所:			電話:				
主たる	3病名:							
現在	の状況:							
	的ケアの必要な内容:□吸						(入浴介助))
	営切開チューブ管理 □1				他			
	・脱臼について:骨折危険原							
脱臼	危険度:□なし □あり 肪 ・	说臼部位(————————————————————————————————————) 注意すること				
	□レスピレータ管理=8			□IVH=8		_		
	□気管内挿管、気管切開			□経管(経鼻・胃		さ)=5		
1 211	□気管切開□] 喉頭気管分離	E	□腸ろう・腸管栄				_
定	□鼻咽頭エアウェイ= 5	2000/ N.T. o.l	D C E E E E E E E E E E E E E E E E E E E	□持続注入ポンプ				=3
判定スコア	│ □酸素吸入または SpO2 以 F = 5	290%以下の初	大態か 10%					
ア	以工=5 □1 回/時間以上の頻回	키마라 o		□定期導尿(3 □人工肛門 = 5		火工) =	: 5	
	□1 回/ 時間以上の頻回な「			判定スコ			占	
	□		∃ = 3	十九年入二	I/ DEI_		<u> </u>	
遊削	_ □・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		11 – 3					
210,113								
装着	・使用医療機器等の管理	: □輸液ポン	ンプ □呼	吸器 □注入:	器 [□その他		
機	種	【設定】						
レン	<i>/</i> タル会社		連絡兒	t				
酸素	療法指示 🗌 なし 🛭	」あり 流量		レンタル会社			連絡先	
吸引		入 <u>cm</u>	まで 呀	込引後のバギング □	必要	□不要		
リハビ	リテーション指示(肺リハ含む	む) :						
	コフアシスト							
留意	 事項(注入時・ポジショニ)	 ングなど):						
Щж	3.5% (725,6.9,715,5.32)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
急変	 時の対応指示 :							
緊急	時の連絡先							
上記	上記のとおり施設内において必要な医療行為を指示いたします。 年 月 日							
	医療機関名							
			所在地					
			電話番号					
			医師名				FO	

松本圏域(北部)

「放課後等デイサービス事業所連絡会」の立ち上げ

松本圏域(北部)では、放課後等デイサービス事業所が増加し、事業所ごとに特色を持った プログラムが提供されています。しかし、事業所ごとの支援体制の違いもあり、複数の事業所 を併用している児童が一方では落ち着いて過ごせていますが、他方では問題となる行動が現 れてしまう事例もあります。

ひとりひとりの児やその家族を中心とした支援体制が必要ですが、放課後等デイサービス利用者を取り巻く様々な情報共有や検討の場がないことから、事業所連絡会の立ち上げを目指しています。

〇松本圏域(北部)での事業所連絡会の立ち上げ

松本圏域では、相談支援事業所や児童通所支援事業所を対象として、児童支援研修や発達障がいの学習会等を行ってきました。その際には大勢の参加者があり、圏域における障がい児支援の学習の機会のニーズの高さを感じていました。また、学校卒業後の日中活動の場とのマッチングの課題や強度行動障がいを有する方への支援の課題もあり、関係者全体が児童支援の重要性を改めて感じているところです。

松本圏域は人口規模も大きく、広範囲の地域であり、各地域での特色から、身近な児童支援の事業所が相談しあえる場づくりが有効であるのではないかと考えています。地域の事業所それぞれが日々、直面している課題を出し合い、成功事例から学び、地域全体でスキルアップできる場と共に日頃から相談しあえる関係づくりを目指していきたいと考えています。

まずは各事業所の現状と課題をうかがうところから始め、有機的なネットワーク構築の第一歩になるようにしていければと思っています。

取組のポイント ~ ひとりひとりに合った支援体制を目指して ~

個別支援会議だけでは解決できない地域の連携について、連絡会は重要な情報交換の場となります。また開催に向けては、目的の明確化と参加者の合意がポイントとなります。各事業所や資源の特徴を生かし、それぞれの児や家族が必要とする資源に結びつけられるようなシステムが重要です。

障がい児等の放課後等支援の充実に向けて

連絡会を立ち上げ後には、放課後等デイサービス事業所の新たな交流の場や自事業所の振り返りの場とし、障がい福祉関係者に留まらず、学校、放課後児童クラブ、保護者等と障がいの特性を有する児やその家族の支援について共通認識を図る場としていきたいと思います。

飯伊圏域

「地域自立支援協議会こども部会」を活用したスキルアップ

飯伊圏域の地域自立支援協議会こども部会では行政等関係機関のほか、圏域すべての放課後デイサービス事業所が参加しています。課題の話し合いと合わせて、事業所間での情報交換や学習会を行い、支援者の資質向上もねらいの一つとして活動しています。

本年度は以下の取組を行いました。

〇取組1 事業所見学

他事業所の環境や活動を実際に見て、支援を振り返ることを目的に、特色の異なる2事業所(主に重度心身障がい児を支援する事業所、絵画教室やミサンガづくりの作業を通して卒業後を見通した活動している事業所)の見学と情報交換を行いました。

例えば、施設内の動線の工夫を参考に、具体的な支援の意見交換を行い、児童にわかり やすい遊具の配置を実践する等、事業所見学を活かした取組も聞かれます。また毎年の絵 画展開催等、地域への情報発信やつながりの工夫も参考になりました。

O取組2 事業所PR

こども部会で各事業所の PR の時間を設け、支援で大切にしていることや活動内容について意見交換を行いました。一例として、宿題を通じた事業所・家庭・学校との連携について話題となりました。宿題でわからなかったことは、事業所で教えて完成した課題を提出するのではなく、姿やわからない事のポイントを記入した付箋を宿題に付け、家庭で見た後にそのまま学校へ伝えられるようにする工夫、チェックシートを使い宿題の進み具合を事業所・家庭・学校それぞれにサインすることで共有する工夫等の意見が出され、児の姿や理解の様子を事業所・家庭・学校で共有し支援に活かしていくことが大切なことを確認し合いました。

取組のポイント ~ 地域全体の支援の質の向上を目指して ~

事業所間で大切にしたい支援のポイントを共有することで支援の気づきや見直しとなり、圏域全体の質の向上につながる機会としています。

障がい児等の放課後等支援の充実に向けて

放課後等デイサービス事業所利用希望児が増加している中で、事業所の支援力アップと共に、行政、医療、学校等に放課後デイサービス事業の理解促進の必要性も感じます。自立支援協議会を活用し、横の繋がりや顔の見える関係の中で放課後等デイサービス事業所の適正な利用、学校や児童クラブ等の他機関との連携の強化の課題を共有していきます。

長野圏域

「放課後等デイサービス事業所連絡会」の開催

長野圏域では、放課後等デイサービスが年々増え、現在、50以上の事業所があります。 活動内容も料理や外出等の自立活動や、運動療育や学習支援、SST等の療育的活動等、 多様化しています。また、一人の児童の複数事業所利用や市町村を越えた利用も少なく ありません。

このような実情から、事業所間の情報交換と支援者の資質向上を目的に、平成27年度から、「放課後等デイ事業所連絡会」を毎年開催しています。

○「放課後等ディ事業所連絡会」の様子

•	以际区分了一步未归任	
平成	放課後支援について	保護者、事業所、行政にアンケートを実施、集計報告
27 年	地域診断	児童センターの実情について(巡回相談員から)
度		
平成	放課後デイサービスの	第1回:放課後支援サービスの変遷、はしご利用ケースの課題
28 年	役割	第2回:放課後等デイサービス事業所の活動紹介。
度		活動の様子をビデオにて撮影。7 つの事業所紹介。
	環境の構造	化や活動内容、支援方法、実際の支援や児童の様子などが具体的に
	知ることがで	き、刺激しあえる機会となりました。
平成	保護者支援について	① 情報提供:放課後等デイサービスのガイドライン
29 年		自己評価表について
度		② グループディスカッション
平成	学校との連携について	① 情報提供:放課後等デイサービスの区分調査の現状について
30 年		② トライアングルプロジェクトについて
度		③ グループディスカッション
	性则去	援コーディネーター連絡会で連携の必要性を報告
	行加又	18日 111 7 圧而云(圧防の必安にで取り
令 和	自閉症スペクトラム症の	第1回:グループディスカッション(ASD の児への支援の課題)
元 年	支援	第2回:事例検討…重度の知的障害のある ASD の児と軽度知的障害
度		のある ASD の児について

取組のポイント ~ 支援力の向上と事業所間の連携~

毎年開催し、勉強会や意見交換を継続していくことで、圏域内の事業所の支援力の 向上と事業所間の支援共有などスムーズな連携を目指しています。また、話し合われ た内容については、行政、医療、教育等の関係機関と共有しています。

障がい児等の放課後等支援の充実に向けて

放課後等デイサービスの事業所が福祉サービスの提供だけでなく、地域で障がいのある子やご家族をどう支えていくか、共通理解を進めていきたいと思います。

第3章

障害福祉サービスの支給決定・モニタリングに係ること

(障がい福祉主管課・相談支援専門員との連携)

障害福祉サービス(障害児通所支援)を利用する際の、障害児相談支援の提供については「児童福祉法に基づく指定障害児相談の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)」により、以下の基本方針が示されています。 基本方針の視点を反映した事例を紹介します。

上小圏域 適切な障害福祉サービス利用のための相談支援体制

障がい児への相談支援の基本方針

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準) より

- 〇指定障害児相談支援の事業は障がい児又は障がい児の保護者(以下、「障がい児等」) の意思及び人格を尊重し、常に当該障がい児等の立場に立って行われるものでなければ ならない。
- 〇指定障害児相談支援事業は障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことが できるように配慮して行われるものでなければならない。
- 〇指定障害児相談支援の事業は、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

上川圏域

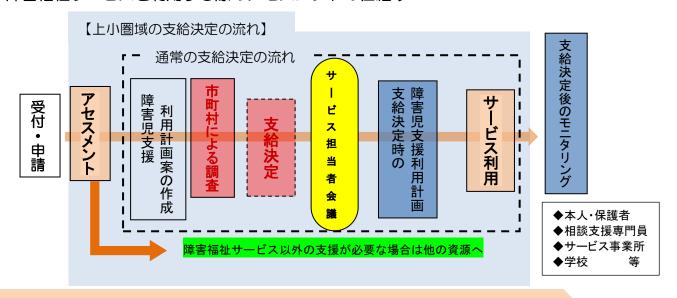
適切な障害福祉サービス利用のための相談支援体制

上小圏域では、障害福祉サービス利用希望があった場合、サービスを理解してもらいやすいよう「児童の福祉サービスのご案内」を配布しています。

主に上田市では、行政と基幹相談支援センターが、児童、保護者との面談および学校での児童の様子の確認と教諭との面談等を行い、アセスメントを行います。アセスメントでは、個々のストレングス(強み)を生かして力をつける事を目標とし、支援内容を検討します。例えば、放課後はクラスの友達と遊びたいという本人の希望を尊重し、放課後等デイサービスではなく学校に併設されている放課後児童クラブで過ごせるように関係者に働きかけ、受け入れ体制を整えた例もあります。

障害福祉サービス利用が必要である場合は、相談支援事業所に引き継ぎます。そして、サービス利用時の定期的なモニタリング会議等は、学校を交えて行い、児童の生活全体を共有する場として個別支援計画等を共有しています。

〇障害福祉サービスを利用する際のアセスメントの仕組み



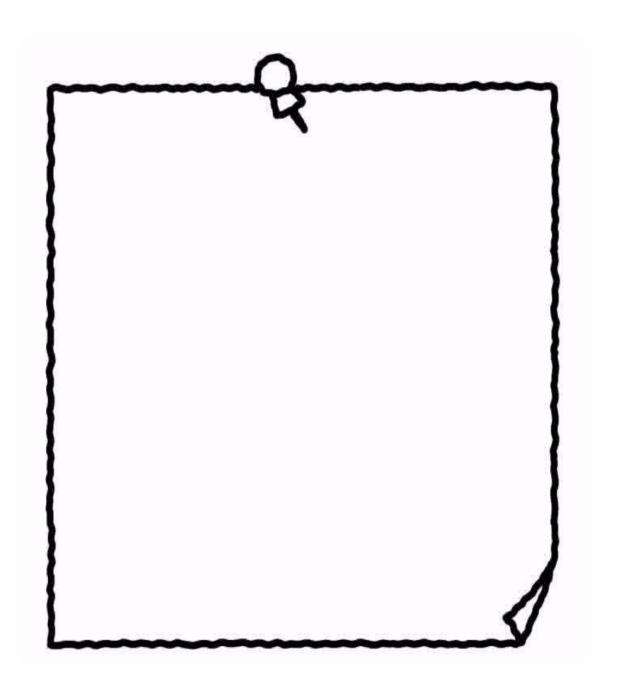
取組のポイント ~ ニーズ把握と福祉サービスだけに頼らない支援体制 ~

行政と基幹相談支援センターによるアセスメントにより、児童や保護者のニーズをより適切に把握し、さまざまな地域資源を視野にいれた個別の支援体制を築くことで、障害福祉サービスの過剰支給の予防にもつながっています。

障がい児等の放課後等支援の充実に向けて

放課後等デイサービスの長期休みの利用希望は増えています。放課後や長期休みの 過ごし方として障害福祉サービスをだけを探すのではなく、地域資源の中で育ち、地域へ の愛着を持てるような地域づくりや発信をしていきたいと思います。

児童の福祉サービスのご案内



※メモにお使いください。

上小圏域障害者自立支援協議会 療育部会 (上田市・東御市・長和町・青木村)

I. 児童の福祉サービスについて(上小圏域)

福祉サービスは、お子様本人が力をつけるために、 効果的な支援となるように計画的に実施することを 目的としています。



福祉サービスとは・・・

サービスは「カ」をつけるための支援です。「カ」とは、表現したい・伝えたいことを 伝えることができて、友達と関係が築けたり、本人が安定していられることや、生活 に必要な動作が自分で出来るようになったりすることを想定します。

福祉サービスの利用では難しいこと

- ・ご家族だけで過ごす時間や学校の授業中の時間に支援をすること。
- ・長時間(1日8時間を超えるサービス)及び頻度が高い支援、お子様に著しい 疲労やストレスの負荷が想定される支援。
- ・低年齢のお子様に夜間(18:00 以降)のサービスを提供すること。
- ・ご家族の役目を代替すること。
- ・家庭教師、習い事の先生等。
- お子様の気持ちに寄り添っていない、またはお子様が希望していない支援。
- 「力」をつけるための目標や計画がない、または不明確な支援。
- ・保育園や学校、病院への車での送迎。

以上を踏まえ<u>ケア会議やサービス調整会議</u>※1の中でサービス利用の目標や計画などの調整・確認を行います。

福祉サービス利用上の注意

- ・福祉サービス利用の際は、<u>『受給者証』など</u>※2に記載されている内容を必ず ご確認ください。
- ・緊急の場合、できる限りご相談に応じて調整をいたしますが、ご希望のサービスや 福祉サービス提供事業所のご利用ができないこともあります。あらかじめご了承く ださい。
- ・福祉サービスをご利用されるお子様ご自身のご希望や思いに寄り添った支援内容や 支援方法であり、おひとりおひとりに適した効果的な支援の提供であるために、随 時支援内容及び支給量について見直しを行います。

※1 ケア会議、サービス調整会議

ケア会議は、サービスの具体的な利用が開始されるまでのお手伝いや調整をおこないます。

サービス調整会議は、福祉サービスの利用をはじめるにあたって、気持ちよくサービスを受けられるようにするために関係機関のスタッフが集まり応援の会議を行います。この際、会議にはお子様や親御さんにもご出席頂くことになりますのでご了承下さい。

※2 『受給者証』など

福祉サービスの利用にあたって必要となるのが『受給者証』です。受給者証にはいくつかの種類があり、制度によって受給者証の種類が変わります。自立支援法にもとづく福祉サービスをご利用の場合と、地域生活支援事業にもとづくサービスをご利用の場合と、ご希望するサービスによっては複数の受給者証を取得する必要がありますのでご注意ください。

Ⅱ. 福祉サービスの利用までの手順

1 相談

福祉サービスについて知りたいことやお困りごとについて、お住まいの市町村の福祉課窓口または上小圏域障害者総合支援センターへご相談ください。

※ご相談窓口については、7ページに掲載しております。

② 事業所の見学

ご相談の内容に応じて、ご利用希望の事業所の見学をします。

※見学をする事業所との連絡調整は、お住まいの市町村の福祉課または上小圏域障害者総合支援センター、相談支援事業所の相談支援専門員が行います。

③ 申請手続き

福祉サービスをご利用する場合、必ずお住まいの市町村より発行される『受給者証』などが必要になります。

申請手続きは、お住まいの市町村の福祉課の窓口にて行います。

※必要な持ち物等のご確認をお願いいたします。

④ サービス等利用計画(プラン)の作成

ご利用される福祉サービスによって、サービス等利用計画 (プラン) の作成が必要になります。

※詳しくは、5ページをご覧下さい。

⑤|受給者証の発行|

利用(支給)決定された福祉サービスの種類・利用する期間や量、利用者の負担などが記された『福祉サービス受給者証』が、お住まいの市町村からご家庭に郵送されます。

⑥ 契 約

『受給者証』などがご自宅に届きましたら、利用をする事業所へ提出し、事業所との契約を行ってください。

⑦|福祉サービス利用の開始|

事業所との契約に基づき、福祉サービスの利用が開始となります。

◇利用している福祉サービスの内容や利用の頻度(支給量)の変更をしたい場合について

新たに別の福祉サービスをご利用したい時や、ご利用中の福祉サービスの 支給量を増やしたいときは、事前に手続きが必要です。

支給にあたり原則として、家族、学校、福祉サービス提供事業所、上小圏 域障害者総合支援センター、行政関係者等でケア会議をもち、サービス利 用の目的や計画などの調整・確認が必要になります。

◇サービスの更新について

支給期間終了後も引き続きサービスの需給を希望される方は、更新の手続きが必要になります。**自動更新はされませんのでご注意ください。**

※お問い合わせは、お住まい市町村の福祉課へ・・・。

Memo	

Ⅲ. 福祉サービスの種類

児童福祉法のサービス ※3	障害者総合支援法の 主なサービス ※4	地域生活支援事業の 主なサービス
◇児童発達支援 ◇保育所等訪問支援 ◇放課後等デイサービス	◇居宅介護	◇日中一時支援 ◇移動支援 など

※3、4 のサービスを利用する場合は、相談支援事業所の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画が必要になります。

◇ **医療的ケアが必要なお子さん**の福祉サービス利用等についてのご相談、お問い合わせは、受診されている病院の地域連携室またはお住まいの市町村の福祉課、上小圏域障害者総合支援センターにご連絡ください。

詳しい福祉サービス等の内容は、『おうち生活応援パンフレット』をご覧ください。

◇ 各福祉サービスについての詳細等は、お住まいの 市町村の福祉課または上小圏域障害者総合支援 センターにお問い合わせください。



Ⅳ. サービス利用に係る負担額について

- ・サービスの利用実績に応じて、利用者負担額を事業者・施設にお支払いください。
- ・利用者負担額は、受給者証に記載されている「利用者負担上限月額」または 「利用者負担」が1ヶ月に負担する上限額となります。
- ・利用者負担上限額及び利用者負担は、世帯の市民税所得割額により設定されています。なお、世帯の年間収入の増減、関係法令の改正等により、利用者負担 上限額及び利用者負担が増減する場合がありますのでご承知おきください。

	利用者負担上限および利用者負担					
事業名称	生活保護市民税非課		市民税課税†	世帯合計 28 万円未満	市民税課税は (所得割)が2	
介護給付費	O F	Ŧ	利用実績の 利用実績に 月額上限		利用実績の 利用実績に 月額上限	
障害児通園支援	障害児通園支援 0 円		利用実績の 利用実績に 月額上限		利用実績の 利用実績に 月額上限	
相談支援	O F	円	0	円	0	円
地域生活支援 〇 円 利用実績		責の5%				
タイムケア	事	業所の	fの契約に基づき負担額を定めています。			

Ⅴ. 相談窓口一覧

	市町村	所 属(名称)	電話
		上田市役所 障がい者支援課	0268-23-5158 (直)
	上田本	 丸子地域自治センター 市民サービス課 	0268-42-1118 (直)
行	工田山	上田市 真田地域自治センター 市民サービス課	0268-72-2203
政窓口		武石地域自治センター 市民サービス課 (武石健康センター内)	0268-85-2067
	東御市	東御市役所 福祉課 福祉援護係	0268-64-8888 (代)
	長和町	長和町役場 町民福祉課 福祉係	0268-68-3111 (代)
	青木村	青木村役場 住民福祉課 住民福祉係	0268-49-0111 (代)
相談機関 _		上小圏域障害者総合支援センター(ウイング)	0268-28-5522

- ※医療機関に関してはかかりつけ病院の『医療相談室』にお問い合わせください。
- ※平成27年4月から小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付が受けられるようになりました。各市町村の上記窓口にお問合せください。



2019年5月改定

おわりに

「先日、子どもに『僕はみんなと一緒に児童センター(放課後児童クラブ)に行きたいけど、どうして行けないの』と聞かれ、なんて答えていいのか分かりませんでした。」と、発達障がいのある子どもの母親が話してくれました。その子は小学校の低学年で通常学級に在籍しており、授業もそこで受けていました。対人関係のトラブルもありましたが、仲の良い友だちもいました。放課後になると、多くの友だちは児童センターに行くのですが、その子は放課後等デイサービスを利用していたので、前述の質問になったわけです。

文部科学省が掲げるインクルーシブ教育システムの名のもとに様々な障がいのある子どもたちが、地元の小中学校で学ぶことが多くなっています。そこには一人一人の子どもの実態に応じた支援があり、様々な指導上の工夫があります。しかし、放課後になると同じ教室で学んでいた子どもたちがそれぞれ別の場所で活動するのです。もちろん、そこには家庭の事情や子どもたちの習い事など、様々な理由があります。しかし、一緒に活動したいと願っている子どもたちが、体制が十分整っていないことが原因でそのような状況になっているとしたら、その実態について十分検討する必要があるのではないでしょうか。

この実践事例集には、その検討を進めるためのヒントがたくさん掲載されています。放課後児童クラブと放課後等デイサービスとの連携、放課後児童クラブにおける職員体制の拡充、同一の場における放課後児童クラブと放課後等デイサービスの提供、合同会議の実施など。そうした取組を参考に県内すべての地域で、子どもたち一人一人のニーズに応えられるような放課後支援の体制が整備されることを願って止みません。

今後の方向性として、国は学校と放課後等デイサービスとの連携強化を進めるとともに、学校施設を活用した放課後等デイサービスの実施の方向を示しています。保護者の送迎の負担なく放課後等デイサービスや放課後児童クラブが利用でき、日によって放課後等デイサービスと放課後児童クラブを使い分け、時には放課後等デイサービスと放課後児童クラブが共同で行う行事に参加する、そのような「子どもの最善の利益」を追求した理想的な放課後支援のイメージが具体的な形になって少しずつ見えてきました。

今後、県内各地でこのような理想的な放課後支援に向けた取組を進めるに当たり、この実践事例集が一助となることを祈念しておわりの言葉とさせていただきます。

長野県自立支援協議会療育部会員名簿

圏域名	所属	役職	名前
佐久	ケイジンピアスペースなかごみ	管理者•児童発達支援管理責任者	井出 敦志
	ケイジンさく発達相談支援センター	療育コーディネーター	矢島 克美
上小	上小圏域障害者総合支援センターウイング	療育コーディネーター	嶋尾 泰子
諏訪	信濃医療福祉センター	療育コーディネーター	坂本由紀子
上伊那	上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ	療育コーディネーター	小池美千世
飯伊	飯田市こども発達センターひまわり	療育コーディネーター	三石 住枝
木曽	木曽障がい者総合支援センターともに	障がい児コーディネーター	加藤 春彦
松本	松本圏域障害者総合相談支援センターWish	療育コーディネーター	池内泰恵
	松本圏域障害者総合相談支援センターあるぷ	療育コーディネーター	下里 真人
大北	大北圏域障害者総合支援センター	療育コーディネーター	吉田 絵美
	スクラム・ネット	障がい児等生活支援コーディネーター	田中理恵
長野	長野市児童発達支援センターベターデイズ	療育コーディネーター	熊谷 恵子
	長野市児童発達支援センター	療育コーディネーター	安川 健治
	技野中児里先達又抜ビンター 	療育コーディネーター	小林 紀子
	[COVID-1979VISI	療育コーディネーター	中村久美子
北信	北信圏域障がい者総合支援センターぱれっと	療育コーディネーター	高橋 路子
関係機関	信州大学医学部新生児学・療育学講座	医療的ケア児等支援スーパーバイザー	亀井 智泉
県	次世代サポート課	青少年指導主事	飯沼 祥彦
	特別支援教育課	指導主事	今井 友陛
	障がい者支援課	主査	渡辺 公恵

令和2年3月

作成:長野県自立支援協議会 療育部会

(事務局) 長野県 健康福祉部 障がい者支援課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話:026-235-7105(直通)

FAX: 026-234-2369

E-Mail: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp